

議案第1号から
議案第3号まで

令和8年1回沖縄県北部医療組合議会(定例会)議案

令和8年2月5日提出

沖 縄 県 北 部 医 療 組 合

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議案第1号	沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第2号	令和8年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算	2
議案第3号	指定管理者の指定について	5

議案第1号

沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和6年沖縄県北部医療組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に改める。

第9条第2項中「100分の105」を「100分の106.25」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月5日提出

沖縄県北部医療組合管理者 玉城 康裕

理 由

沖縄県人事委員会の勧告を踏まえ、沖縄県の一般職に属する職員との権衡を考慮した沖縄県の会計年度任用職員の給与の状況等を考慮し、沖縄県北部医療組合の会計年度任用職員の給与を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

令和8年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主要な建設改良事業

公立沖縄北部医療センター等整備事業 7,507,931 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		200,351 千円
第1項 医業収益		0
第2項 医業外収益		200,351
第3項 特別利益		0
	支	出
第1款 病院事業費用		200,351 千円
第1項 医業費用		110,872
第2項 医業外費用		89,479
第3項 特別損失		0
第4項 予備費		0

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する975,000千円は、繰越工事資金975,000千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		7,507,931 千円
第1項 企業債		2,614,500
第2項 負担金		317
第3項 補助金		4,893,114
第4項 固定資産売却代金		0
	支	出
第1款 資本的支出		8,482,931 千円

第1項 建設改良費	7,507,931
第2項 企業債償還金	0
第3項 借入金償還金	975,000
第4項 無形固定資産	0

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
沖縄県北部医療組合病院事業 会計財務会計システム賃借料	令和9年度まで	396 千円
公立沖縄北部医療センター等 整備事業	令和9年度から 令和10年度まで	3,116,608 千円
公立沖縄北部医療センター 職員住宅整備運営事業	令和10年度から 令和40年度まで	1,542,240 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 公立沖縄北部医療センターの建設改良事業
- 2 限 度 額 2,614,500千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
- 4 利 率 年5%以内
- 5 償還の方法 償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医業費用、医業外費用及び特別損失の相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、借入償還金及び無形固定資産の相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

96,662 千円

令和8年2月5日提出

沖縄県北部医療組合管理者 玉城 康裕

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 公立沖縄北部医療センター
- 2 指定管理者となる団体 名護市字宇茂佐1710番地25
一般財団法人沖縄県北部医療財団
- 3 指定の期間 病院が開院した日から開院後30年を経過した最初の3月31日まで

令和8年2月5日提出

沖縄県北部医療組合管理者 玉城 康裕

理 由

公の施設について指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この条例案を提出する理由である。